函館市縄文遺跡群保存活用協議会設置要綱

（設置）
第１条　函館市の史跡垣ノ島遺跡および史跡大船遺跡（以下「縄文遺跡群」という。）の保存および活用を推進するため，函館市縄文遺跡群保存活用協議会（以下「協議会」という。）を設置し，組織について必要な事項を定めるものとする。
（協議事項）
第２条　協議会は，次に掲げる事項について協議する。
（１）縄文遺跡群の保存および活用に関する事項
（２）縄文遺跡群の周辺の保全に関する事項
（３）前２号に掲げるもののほか，協議会が必要と認める事項
（組織）
第３条　協議会は会長，副会長および委員をもって構成する。
２　会長は委員の互選により定め，副会長は会長が指名する。
３　会長は協議会を代表し会務を総理する。
４　委員は別表に掲げる組織に属する者とする。ただし，必要に応じて会長が指名する者を委員とすることができる。
５　副会長は会長を補佐し，会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは，その職務を代行する。
（委員の任期）
第４条　委員の任期は２年とする。ただし，委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
２　委員は再任することができる。
（会議）
第５条　協議会は，会長が必要に応じ招集する。
２　会長は，必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ，説明または意見を求めることができる。
３　副会長および委員は，やむを得ない事情により会議に出席できないときは，代理者を出席させることができる。
（庶務）
第６条　協議会の庶務は，函館市教育委員会生涯学習部文化財課において処理する。
（補則）
第７条　この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が会議に諮って定める。

附　則
この要綱は，令和元年７月２日から施行する。
附　則
この要綱は，令和６年５月２９日から施行する。
附　則
この要綱は，令和７年１月７日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年６月１７日から施行する。

別表

函館市縄文遺跡群保存活用協議会委員

役職	部門	所　　属	備　　考
委　員	民間	道南縄文文化推進協議会	活用，観光振興
委　員	民間	一般財団法人道南歴史文化振興財団	活用，調査・研究
委　員	民間	北の縄文ＣＬＵＢ	活用
委　員	民間	NPO 法人 Minamikayabe Revive Salon	活用，観光振興，地域振興
委　員	民間	函館商工会議所	観光振興，地域振興
委　員	民間	一般社団法人函館国際観光コンベンション協会	観光振興
委　員	教育	函館市小学校長会	活用，教育活動
委　員	教育	函館市中学校長会	活用，教育活動
委　員	教育	北海道南茅部高等学校	活用，教育活動
委　員	地域	函館市南茅部町内会連絡協議会	地域振興，保存
委　員	地域	臼尻町内会	地域振興，保存
委　員	地域	大船町内会	地域振興，保存

※会長，副会長　委員のうち１名